

2011年10月29日

大津市長 目片 信様

仰木の里まちづくり連合協議会  
会長



## 抗議書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は大津市民の生活と安全の確保のためご尽力いただいていることについて深く感謝申し上げます。

また、昨年来仰木の里まちづくり連合協議会および仰木の里住民が幸福の科学学園の学校建設計画に対する取り組みに対し、格別のご理解を賜わり住民一同深く感謝申し上げます。

さて、仰木の里まちづくり連合協議会では、貴職宛に地域住民3万名以上の署名をもって、今回の幸福の科学学園の学校建設に関する住民不安の解消にむけた取り組みを要請しているところで

す。しかしながら、幸福の科学学園と清水建設(株)は、大津市議会で全会一致で採択された「住民不安をなくすることが何より重要」という請願趣旨を真摯に受け止めた対応が全くなされていません。

### 1. 7月30日に行われた幸福の科学学園と清水建設(株)による住民に対する「中高層事前説明会」において

説明会は今回の問題に関心を持つ約250名もの住民が参加して開催されましたが、十分な資料提示もなく口頭での簡素な説明に終始し、住民の理解は得られませんでした。それどころか会の終了間際に、住民側席から宗教法人幸福の科学の常務理事  と称する人物が突然に主催責任者であるかのごとく傍若無人な発言を繰り返して住民を驚かせ、加えて清水建設(株)関係連業者が何名も住民側席に着席していることが発覚し、発言も行うなど会場が騒然となり、全く「中高層事前説明会」の体をなさない状況となりました。

最終的には、何点かの課題を双方で確認し、今後引き続き説明を受けることが確認され、改めて「中高層説明会」を開催することを約束して混乱の中で終了となったものです。このことは大津市担当部署にも口頭および議事録や音声データ等によって報告しており貴職も十分承知のことと存じます。しかし、幸福の科学学園と清水建設(株)は「中高層事前説明会」は終了したとの不正確な報告を大津市におこなっていると貴職担当者から伺い、参加住民は幸福の科学学園の不誠実さと清水建設(株)のコンプライアンスの欠如を改めて痛感しました。

## 2. 9月10日に行われた住民と行政（天津市および滋賀県）幸福の科学学園とUR（都市再生機構）による「四者協議会」において

四者協議会には天津市も構成員として参加されており、会議の正確な報告は貴職にもなされていることと存じます。

ここでは、学校法人幸福の科学学園の□副理事長が、住民に対する暴言や無責任な自己の発言について謝罪しました。□副理事長が多数の住民に謝罪した内容は貴職にも関わることも含まれています。「市長が幸福の科学学園の学校建設を積極的に後押しし、住民の反対運動は『生みの苦しみ』なので辛抱するよう□副理事長を激励したという発言を、全国の信者に向けて衛星放送で行ったことは事実である」と認め、「しかし、その内容は真実ではない」と住民の前で謝罪したものです。□副理事長は住民を左翼呼ばわりしたことも謝罪しています。

この四者協議会で、参加住民は天津市に対し「開発行為非該当」の判断の不適切性を質しました。今回の建設予定地は、谷埋め盛り土で造成された土地で地滑り区域に隣接する区域です。住民は東日本大震災の被災状況を連日の報道により目の当たりにし、谷埋め盛り土の危険性を強く実感しています。谷埋め盛り土である建設予定地が安全であるなら、不安を抱く周辺住民に対し安全性を証する資料を提示して説明し、「開発行為非該当」の判断をした根拠を示す必要があります。しかしながら天津市は、「URが開発した土地なので安全である」としか言わず、住民は納得できるものではありませんでした。

滋賀県には、法律に則って学校設置の審査を行うよう要望しました。特に建設予定地の地盤の安全性については、学校設置の大前提である校地の安全性を認可権者である滋賀県が確認することが法律に定められている点について質しました。この点について滋賀県は、「建設予定地の安全性を証するのは天津市の責任であり、天津市が証しているのだから県はそれを受けて安全であると認めている」との対応でした。

天津市が、建設予定地（校地）の地盤の安全性を滋賀県に代わって証したのであれば、その根拠を具体的資料で示す必要があります。どのような認可（許可）権者であっても、自己の責任で認可（許可）する際には、その根拠となる資料をもって「可」と判断しなければなりません。根拠となる資料がないままに「大丈夫と言っているから安全である」とか「URが開発した土地であるから安全である」などは、認可の証となるものではありません。

また四者協議会で、各自治会からはUR（都市再生機構）に対し建設予定地の地盤調査資料の提出を求めました。URはこれまで地盤調査の資料は土地の買い主である幸福の科学学園の許可がないと提供できないと言っており、住民に対しては何らの資料提供もして来ませんでした。もし仮に買い主が公開を拒否しているとしても、「開発行為非該当」の判断をなす貴職は、安全性を証する責任があり、自己が調査するか過去の調査データや安全性を証する資料等を根拠に「開発行為非該当」の判断をなさなければ正しく責任を行使しているとは言えません。

## 3. 10月2日に幸福の科学学園と清水建設(株)が行った説明会において

説明会には、これまで住民が質問や資料提示を求めてきたことについて丁寧な説明がなされるものと期待して約200名の住民が集まりました。

しかし、幸福の科学学園も清水建設(株)も形式的に「工事説明」を行うことを目的にしており、清水建設(株)は「工事を請け負っており地盤の安全性は清水建設(株)が証する責任はない」などと主張し、この間何度も協議を続けてきた経過を無視し、住民の不安を丁寧に取り除くた

めの努力も誠意もなく、「工事説明」を開催する形式を強行する態度に終始し、全く説明会にはならず、不安除去どころか不安が増加するだけとなりました。

この場では、7月30日の説明会が大混乱した責任を文書で謝罪することを清水建設(株)の責任者(□氏)が約束しました。しかしながら10月20日時点でも謝罪文の提出はなされていません。

上述のとおり、幸福の科学学園が仰木の里地区に信者のための信者による学校を建設する計画は、地元自治体(滋賀県・大津市)とUR(当時の住宅公団)が共同して理想的な住環境をつくる“仰木の里ニュータウン”計画に夢を託して移り住んだ仰木の里地区住民12,000名の期待を裏切る形で進められようとしています。

こうした状況は、3月の大津市議会において全会一致で採択された「住民不安の解消に向けた取り組みが重要」という趣旨から大きくかけ離れた事態です。

この様な経緯がありながら、貴職は「大津市中高層建築物の事前協議の終了」を認め、「開発行為非該当」の判断をし、今般は校舎等の「建築確認」の申請が確認されようとしています。

既に10月中旬からは現地で工事が着工されていますが、工事を開始するには道路占有許可や上水道の敷設許可や道路形状一時変更許可等が必要であり、これらは全て貴職が許可しています。

仰木の里地区の住民は、不安の除去はもとより地元住民に対する「工事説明会」もなされない状況で工事着工を認めるこうした貴職の行為に対し強く抗議するものです。

3月市議会における請願採択の趣旨に立ち戻り、住民生活の安全を守る市長として一刻も早く住民不安の除去に取り組むことと、工事説明会終了までは工事を行わないよう直ちに行政指導を行うことを強く要望します。

仰木の里を終の棲家と定め、これまで穏やかな生活を営んできた多くの住民に対し、これ以上の不安増強と環境悪化をしないよう行政としての務めを果たすことを切望します。

敬具

【仰木の里まちづくり連合協議会】

建設予定地、仰木の里東小学区内 14 自治会中、建設反対を表明している11自治会で構成しています。

里東1丁目自治会、里東2丁目自治会、里東3丁目自治会、里東5丁目自治会、里東6丁目自治会、里東7丁目自治会、コモンステージ仰木の里東自治会、里南自治会、湖都が丘自治会、北雄琴自治会、里東住民自治会